

# 令和4年第1回五霞町議会定例会会議録

## 議 事 日 程 (第2号)

令和4年3月15日(火曜日) 午前10時開議

### 日程第 1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員(10名)

1番	小野寺 宗一郎 君	2番	黛 丈 夫 君
3番	江 森 美佐雄 君	4番	山 本 芳 秀 君
5番	植 竹 美智雄 君	6番	新 井 庫 君
7番	伊 藤 正 子 君	8番	宇 野 進 一 君
9番	鈴 木 喜一郎 君	10番	樋 下 周一郎 君

#### 欠席議員(0名)

な し

---

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	染 谷 森 雄 君	副 町 長	田 神 文 明 君
教 育 長	千 葉 道 子 君	総 務 課 長	大 関 千 章 君
まちづくり 戦 略 課 長	鳩 貝 浩 之 君	会 計 管 理 者 兼 町 民 税 務 課 長	山 下 仁 司 君
健康福祉課長	荒 井 富 美 子 君	生 活 安 全 課 長	古 郡 健 司 君
都市建設課長	大 橋 勝 君	産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	笈 沼 光 行 君
教 育 次 長	猪 瀬 英 子 君	上 下 水 道 課 長	松 村 聖 市 君

---

連絡員として出席した者の職氏名

まちづくり戦略課 主幹	山田 浩 君	町民税務課 主幹	大関 智己 君
生活安全課 主席主幹	曾根 正明 君	生活安全課 主幹	香取 憲治 君
都市建設課 主幹	堀山 康行 君	産業課主幹	堀山 康行 君

---

事務局職員出席者

事務局 長	田口 啓一	書 記	落合 宏紀
書 記	伊藤 弘美		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（新井 庫君）改めましておはようございます。  
これから本日の会議を開きます。
- 

◎会議成立の宣言

- 議長（新井 庫君）ただいまの出席議員は10名であります。  
定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。
- 

◎諸般の報告

- 議長（新井 庫君）地方自治法121条の規定による本日の出席者を報告いたします。  
町長、副町長、教育長、関係課長等が出席しています。  
また、議事の円滑なる進行を図るために連絡員として関係職員及び写真撮影のため、まちづくり戦略課 篠崎主任の入場を許可しております。  
本日の傍聴人は4名でございます。  
なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、座席の間隔及び検温、マスク着用等の御理解、御協力をお願いいたします。  
また、本日の会議は、役場庁舎内において中継配信を行うとともに、後日、町ホームページを通じて録画映像の配信も行わせていただきますので、よろしくをお願いいたします。  
傍聴席の皆様をお願いを申し上げます。  
傍聴席が撮影の範囲に入ることもございますので、あらかじめ御承諾をお願いいたします。
- 

◎一般質問

- 議長（新井 庫君）今日は、日程第4、一般質問等となります。  
ただいまから町政に対する一般質問を行います。  
発言の通告を受けた者は、お手元へ配付した通告一覧表のとおりです。  
順序に従い発言を許します。

なお、質問時間は申し合わせにより、議長の発言許可より答弁を含め 30 分以内となっておりますので、よろしくお願いいたします。

---

◇ 江 森 美 佐 雄 君

○議長（新井 庫君）最初に、3 番議員 江森美佐雄君の発言を許します。  
江森美佐雄君。

〔3 番 江森美佐雄君 登壇〕

○3 番（江森美佐雄君）おはようございます。

3 番議員の江森でございます。

傍聴席の皆様には、議会に足をお運びいただきましてまことにありがとうございます。さて、時間の制約もございますので、早速ですが、本題に入ります。

本日は、三つの項目についてお尋ねいたしますけれども、この壇上からは、主題のみ申し上げることといたしまして、質問の要旨につきましては、発言席に移動した後に御説明を申し上げます。こういう手順で進めたいと考えておりますので、どうか御了解のほどをお願いいたします。

質問の 1、インターチェンジ周辺開発についてであります。

進出企業がまだ確定していないブロックがございます。これについて、今後の見通しをお尋ねいたします。

また、この I C 地域に、多くの町民の方々から、かねてより商業施設の立地の要望がございます。この点、町のほうでどういう見通しをお持ちなのか、お尋ねいたします。

質問の 2、区域指定制度導入についてでございます。

昨年来、都市計画の新しい取り組みとして事業に着手されております。その後の進捗についてお尋ねいたします。

質問の 3、民間資金等活用事業についてであります。

今後、新たに取り組む事業として、まずは住宅関係の可能性を調査する事業に着手するという報告を承っております。これに関連して、私のほうから一つ提案を申し上げたいと考えております。この提案に関する御所見をお尋ねいたします。

質問の主題は、以上のとおりでございます。

この場は、これにて終わります。発言席から質問の要旨について御説明を申し上げます。

〔3 番 江森美佐雄君 発言席〕

○3 番（江森美佐雄君）引き続き質問要旨を御説明申し上げます。

質問 1 の 1。これは、A ブロックの清水建設所有地についてであります。

この所有地、既に何年か年月が経過しております。これまでの、どういう動きがあっ

たのか。あるいは、今後の見通し。これについて一括して、まとめて御答弁いただきたい。そういうことでございます。

質問の1の2。商業施設の開設、立地についてでございます。

日常の食材ですとか、生活必需品。こういった機能を持った施設が、かねてよりの町民の皆様からの要望でございます。これらについてのお考え、施設の見通し。こういったことについてお尋ねをいたします。

これに関連して、買い物につきましては、移動スーパーを運行開始するということを承っております。具体的には、もう計画も実施段階にあるというふうに承っておりますけれども、この移動スーパーを運行するから商業施設は不要だというお考えではないと思っておりますけれども、その点、お考えを確認したいということでございまして、合わせて、一括して御答弁いただければというふうに思います。

質問の2。区域指定制度についてでございます。

昨年、同僚議員より質問がございました。制度の概要ですとか、あるいは適用対象、これができる、これはできない。そういう説明は既に承っておりますので、その後の進捗について、重複を避ける形で御答弁いただければというふうに考えております。

質問の3。民間資金等活用事業。

新しい取り組みということですが、多世代居住型住宅の導入可能性調査をするんだということでございますが、町有地4カ所で実施するということであります。これは、私のほうからかつて全協で、保健センターのあそこに旧職員住宅。今は倉庫がわりに使っているそうですけれども、あれをリニューアルして使えないかということは、全協で申し上げたことがあるんですけれども、お金もかかるということでありましたけれども、これ、PFIを使ってですね、あそこの敷地、あるいは住宅。そういったものを使っていけないかと。こういう提案です。これについての御所見をお伺いしたい。

以上でございます。

これが、質問の要旨ですが、それぞれ担当の課長から答弁をいただいた後、最後にぜひ、これは町長から、Aブロックの清水建設のところ、それから、商業施設、これはかねてからの大きな課題ということでございますので、ぜひ最後にですね、町長から御所見を賜りたいということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私からは、以上でございます。

あとは議長の進行で、よろしくお願ひいたします。

○議長（新井 庫君）1項目め1点目の質問に対し、都市建設課長の答弁を求めます。  
都市建設課長。

○都市建設課長（大橋 勝君）それでは、1項目め1点目について御答弁のほうを申し上げさせていただきます。

ごかみらい地区、Aブロックにつきましては、平成29年10月に土地区画整理組合より清水建設株式会社に引き渡しが行われているところでございます。取得からしますと約

4年5カ月が経っているというところがございます。

土地取得後につきましては、オーダーメイド型の物流施設の建築を進めるべく、外資系を含めた数社の物流及び製造系の企業との交渉をしてきたというところがございます。

しかし、事業者が決定せず、現在に至っているというような状況が続いてございます。

今後の見通しでございますが、これまでの経緯を踏まえ、オーダーメイド型からマルチテナント型というところに変更して建築を予定しているというところがございます。

現在においては、数社の企業と交渉すると同時に、来年度中の着工に向けて計画を進めているというところで伺っているところがございます。

いずれにしても、一日も早く建築工事が着工されますよう今後も強く要望してまいりたいと考えているというところがございます。

以上でございます。

○議長（新井 庫君）続いて、1項目め2点目の質問に対し、産業課長の答弁を求めます。

はい、産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（笈沼光行君）1項目め、2点目について御答弁申し上げます。

現在、町では後背地を含めた既存の道の駅エリア一帯に対しまして、道の駅として必要な機能——直売所、物販、飲食となります、を踏まえ、建築手法ですけれども、こちらは官民連携ですね、PFI等です、を含めて、レイアウトなど関係課内で調整を進めておりまして、その中で、大規模な施設にこだわらず、商業施設の機能についても重要なツールとして、その必要性を協議しているところがございます。

レイアウトの提案を聞いた業者からの意見、Bブロックへの商業施設の誘致の経緯からも、道の駅のエリアを含む五霞町では商圈としての成立は難しいとの現状もございまして、建築手法を含め民間活力を導入し、テナント方式などを最大限に利活用して日常の買い物ができる機能を設けていきたいと考えております。

また、議員御指摘の移動スーパー、宅配サービスが担う役割は非常に大きな効果が期待できますので、役割分担、相乗効果を図りつつ、道の駅への商業施設機能について必要なものとして進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井 庫君）はい、江森議員。

○3番（江森美佐雄君）答弁ありがとうございます。

まず、Aブロックですけれども、なかなか進んでおりませんが、粘り強くですね、やっぱり話を持っていったきたいなど。いずれにしても、税収の増にも大きく響いてまいりますし、エム・ケーさんのコマーシャルを見ていると、今までも最初と最後はインターチェンジが出てきて、ごかみらい地区なんですよ、映像が。この間のつく

ばのを見たんですけども、最初と最後は五霞なんですよ。

そうすると、やっぱりGLPとかあるけれども、広い空き地がどうも気になって、やっぱりいろいろな意味で非常によろしくない状況ですから、また粘り強く進めていただいていきたいなと思います。

1の1については結構です。

1の2、商業施設についてでありますけれども、今、課長のお話を伺って、少し安心をいたしました。移動スーパーは移動スーパーの役割があると。しかし、ごかみらい地区の店舗は、新しいスタンダードの店舗であろうが、道の駅の拡張型であろうが、やっぱり必要なんだということであります。

移動スーパーについては、どちらかという福祉政策的な意味合いからアプローチされていると思うんですね。町長の施政方針でも、そういうふうにおっしゃっておられます。

一方で、商業施設については産業政策、あるいは、まちづくり。こういった観点から町内外の方、五霞町に働きに来られている方々の買い物もできるわけですから、町内外の方のコミュニティとして機能が期待できるわけですね。

ですから、足元の人口とかと言われるんですけども、私はそれもそういった事業者の見解であろうと思いますが、それにこだわることはない。積極的に攻めるべきであるというふうに考えております。

ですから、今の答弁そのままですね、着実に前進させていていただきたいなというふうに考えます。よろしく願いしたいと思います。

1番については、以上で終わります。

2番のほうをお願いいたします。

○議長（新井 庫君）続きまして、2項目めの質問に対し、都市建設課長の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（大橋 勝君）2項目めについて御答弁のほうを申し上げます。

区域指定制度につきましては、昨年3月の小野寺議員の一般質問において制度概要、それから、これからのスケジュール、都市計画法の改正等について答弁のほうをさせていただいているところでございます。

当初の予定におきましては、令和2年度並びに3年度において区域の指定を進める予定でしたが、都市計画法の改正の影響を受ける浸水ハザードエリアにおける住宅等の立地基準について、国・県のほうから運用指針が示されないという状況となっております。

五霞町におきましては、ほぼ全域が浸水想定区域となっておりますが、市街化調整区域における住宅等の建築が可能となるこの制度を活用できるよう、本年度については、区域指定を受けるための方策等について調査・検討を行うとともに、県関係機関との協

議を重ねてきたところでございます。

今後の見通しでございますが、本年度の調査・検討を踏まえ、来年度内に県への申し出を行い、区域の指定に向けて進めていく予定で考えているところでございます。

なお、指定する区域につきましては、五霞町の定住人口の増加につながるよう、可能な限り広く区域の指定ができるよう進めていきたいというところで考えてございます。

以上でございます。

○議長（新井 庫君）はい、江森議員。

○3番（江森美佐雄君）ありがとうございます。

この、始めたらハードルが上がってしまったという、こういうことでございまして、ハザードエリアということであれば、もういたし方ないわけですね。これ、住民の生命、財産の問題になってきますので、この定住人口をふやしたい、そういう住宅政策。これは大いに期待して着手して、私たちも協力してやっていかなければいけない。

これに関して申し上げますと、今さらですけれど、もっと早く着手してもよかったのかなという思いがあります。今さら言ってもしょうがないんですけども。

しかし、やっぱり着実にハザードエリアの問題、県との協議。こういったことをクリアして、ぜひとも区域指定制度を有効なものにしていかなければならないと思います。

ですから、本当にこれ、肝に銘じて、進めていくんだという決意を持って進めていただきたい。こういうことを要望して、2番については終わりたいと思います。

3番をお願いいたします。

○議長（新井 庫君）続きまして、3項目めの質問に対し、まちづくり戦略課長の答弁を求めます。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（鳩貝浩之君）それでは、3項目めについて御答弁を申し上げます。

現在、町では移住・定住に向けた町営住宅建築の可能性を探るため、内閣府の補助事業を活用したPFI事業手法による多世代居住型住宅の導入可能性調査の準備を進めているところでございます。

この多世代居住型住宅の候補地としまして4カ所ございまして、まず、川妻川岸前公園及びその隣接宅地。そして、原宿台南児童館。原宿台2丁目集会所及び隣接のテニスコート。そして、原宿台コミュニティセンター。以上の4カ所を予定してございます。

議員御指摘の保健センター敷地内にあります旧職員住宅に関しましても、検討当初はその候補地として考えておりましたが、立地条件や周辺環境等々を考慮し、まずはPFI事業として導入の可能性が高いと考えられる先ほどの4カ所を優先的に検討しているところでございます。

とは言いまして、この旧職員住宅に関しましても、平成22年3月以降未利用のままの状態が続いてございますので、今後は先ほどの4カ所と同様にPFIを活用した住



宅など、町としてどのような活用ができるか、最も有効な施設として検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（新井 庫君）はい、江森議員。

○3番（江森美佐雄君）ありがとうございます。

あの場所というのは、まあ、いろいろなアイデアはいろいろ出せるかと思います。ただ、あそこはですね、僕は、キーワードは静けさだと思っているんですね。

それで、保健センターがあります。やっぱり、ちょっとにぎやかなものというのはイメージ的にまず、あそこは合わないんだろうなと思っております。

例えばですよ。いろいろなアイデアがあるので、言ったら切りがないですけれども、例えば、学校関係の教職員の方の低廉な住宅とかですね、少し安く入れるようなものとかですね、持ち出しになるかもしれませんけれども、そういったことも考えられるのかな。場所的に非常に静かですしね。

そういった一つのアイデアですけれども、そういったことも考えられるのかなと思っております。

ですから、いずれにしてもですね、町の中、限られた町有地でありますので、有効に活用していこうということです。

近いうちにまた、東小の跡地の議論とか出てくるんだと思いますけれども、今持っているものを有効に使っていくということは、もちろん重要なことでもありますので、今後ともしっかりとした調査に基づく議論を経て、みんなにとっていいものができるように、また御尽力いただければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

私からの3点の質問については答弁いただきました。ありがとうございます。

続きましてですね、私からの質問の答弁はこれでお受けいたしましたので、冒頭、申し上げますように、ここで、町長からAブロックのことと商業施設について御所見を承りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（新井 庫君）江森議員の質問に対し、町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）傍聴席の皆さん大変御苦労さまでございます。

よろしくお願いいたします。

ただいまの江森議員さんの御質問に対して御答弁を申し上げたいと思います。

Aブロックへの対応と商業施設に対する私の考え方について御答弁を申し上げます。

ごかみらい地区のAブロックにつきましては、先ほど都市建設課長のほうから答弁したとおりでございます。下の底地のほうはもう清水建設さんに決まっておりますが、いろいろ建て方ですね、オーダーメイド型にしろ、また、マルチテナント型にしろですね、一日も早く優良企業に入っていただいでですね、早い着工、操業が開始できるように引き続き強く要請していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、この商業施設につきましては、町民の皆さんから日常の買い物ができる店舗ということで、いろいろ御要望もいただいております。

そういう中で、今年度は移動販売のほうの契約もさせていただいて、新年度からスタートする予定になっておりますが、こちらの店舗につきましても、道の駅の後背地を含めた既存の道の駅のエリア一帯を対象としてですね、以前のように郊外型の大規模な施設というのは、ちょっとこれは望めないのではないかなと思いますので、この大規模な店舗にこだわらずに商業施設機能を導入するというので、今後しっかりと検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井 庫君）江森議員。

○3番（江森美佐雄君）ありがとうございます。

今の、特に商業施設についてですけれども、大規模施設にこだわらずにということですね、これは私の考えですけれども、まだこれから先ですね、小売業の経営というのは非常に大きな変化が起きるのではないかなというふうには私は見ているんですね。これは百貨店もそうですし、スーパーもそうですけれども、大規模な資本が仮に入りたいてってこられても、どちらかというとお受けしたくないですよ。やっぱり大資本はそれだけ影響が大きいわけで、経営が苦しくなったから撤退しますと。製造業であればともかくとして、まだ落ち着いていると思いますけれども、小売りは非常にリスクが大きいというふうには私は思うんですね。ですから、大規模店がそんなに望ましいとは思っておりません。もっと、機能がきちっとしたもの。それが、道の駅の拡張であってもですね。あるいは、もっと別の考え方でもいいんですけれども、そういったものでも十分に機能が果たせるのであれば、それでいいのではないかなというふうには考えているところでございます。

いずれにしても、また継続的に執行部の皆様の御尽力を賜ってですね、一日も早くみんなの目に見える、また、そこにコミュニティができるような形をつくっていただければと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

私からの本日の質問は、以上でございます。どうもありがとうございました。

終わります。

○議長（新井 庫君）以上で、3番 江森美佐雄君の質問が終わりました。

---

◇ 黛 丈夫 君

○議長（新井 庫君）続いての質問者である黛議員、発言席への移動をお願いいたします。

〔2番 黛 丈夫君 発言席〕

○議長（新井 庫君）ただいまより2番 黛 丈夫君の発言を許します。  
黛 丈夫君。

〔2番 黛 丈夫君 登壇〕

○2番（黛 丈夫君）おはようございます。

2番議員の黛でございます。

令和4年の第1回定例会の一般質問の2番手で登壇させていただきます。

本日は、御多忙のところ傍聴に御出席を賜りました皆様、まことにありがとうございます。一般質問を精いっぱい務めさせていただきます。

さて、国際情勢は、ロシアのウクライナ侵攻により極めて緊迫しております。それは皆さん御存じだと思いますが、また、一方ではですね、日本では新型コロナウイルス第6波の終息がまだ見えておりません。日本全国で、やがて600万人に迫る状況で感染者がふえております。死者も2万6,000人を超えています。茨城県についても、現在、9万2,000～3,000人というような、10万人に達するような感染状況でございます。お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げるとともに、病床にある方、感染後、後遺症に苦しんでいる方々の早期の回復・完治を心より祈念申し上げます。

さて、本日の私の質問は、主題としまして五霞町の公共交通についてです。

1項目を具体的に、過去3年から5年間の状況を踏まえて課題と対策、今後の町の方向性等、考えについて伺いたいと思います。

それでは、質問内容を述べさせていただきます。

1点目、代替バスの運営状況。路線バス、五霞町役場～幸手駅の実績について。

過去3年間の運行実績。運行費用、営業収益、補助金・負担金、利用者数等、御教授いただきたい。

2点目、地域公共交通システム「ごかりん号」の実績について。

同じく、過去3年間の運行実績、運行費用、運行収益、補助金・負担金、利用者数等を御提示いただきたい。

3点目、その他の公共交通として、在宅福祉サービスの過去5年間の運行実績。

事業費、営業収益、委託料、利用者数、協力者会員、利用者会員数等を御教授ください。

なお、参考として、これは、あくまで参考ですけれども、スクールバスの現状についても御教授していただきたい。東小学校並びに西小学校それぞれの乗車児童数等ですね。それを教えていただきたい。

4点目としまして、五霞町地域公共交通会議、行政懇談会等で協議された要望、課題について。

特に、要望や課題の把握はされているのか。また、近い将来、対策する内容、取り組みについて伺いたい。また、今後の町としての公共交通について考えを伺いたいと思います。

以上、大きく4点について質問いたします。

答弁につきましては、持ち時間30分の制限時間もありますので、簡潔にお願いいたします。

また、答弁によりましては再質問させていただきますので御了承願います。

それでは、私は一旦、発言席への移動をいたしますので、その後、またよろしく願いいたします。

〔2番 黛丈夫君 発言席〕

○議長（新井 庫君）1項目め1点目及び2点目の質問に対し、生活安全課長の答弁を求めます。

生活安全課長。

○生活安全課長（古郡健司君）それでは、1項目め1点目、代替バス運営事業について御答弁申し上げます。

代替バス運営事業につきましては、住民の公共交通を確保するため、代替バス、五霞町役場前～幸手駅間を平日上り幸手駅行き17本、下り五霞町役場前行き17本、休日上り幸手駅行き10本、下り五霞町役場前行き10本の運行を運行受託事業者である朝日自動車株式会社へ委託しております。

運行経費につきましては、令和元年度から令和2年度の2カ年の運行経費の平均は2,849万4,733円で、そのうち、営業収益の平均は878万1,867円で、国補助金、県補助金を除いた町負担額の平均は1,509万4,365円となっております。

利用状況でございますが、令和元年度から令和3年度までの3カ年の利用人数は平均5万2,614人で、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により対前年度1万1,001人が減少しております。

続きまして、1項目め2点目、地域公共交通について御答弁申し上げます。

地域公共交通システム構築事業につきましては、地域の誰もが移動手段を確保するため、ごかりん号朝晩ルート、上り南栗橋駅行き8本、下り江川本村行き9本、日中ルート上り南栗橋駅行き4本、下り江川本村行き4本の運行を運行受託事業者である朝日自動車株式会社へ委託しております。

運行経費につきましては、令和元年度から令和2年度の2年間の運行経費の平均は2,244万5,741円で、そのうち、営業収益の平均は272万6,301円で、国補助金、県補助金を除いた町負担額の平均は1,198万8,939円となっております。

利用状況でございますが、令和元年度から令和3年度までの3カ年の利用人数の平均は1万6,895人。令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により対前年度3,811人の減少と、運行開始以来、初めての減少となっております。

以上でございます。

○議長（新井 庫君）はい、黛議員。

○2番（黛 丈夫君）個々の年度でも数字が出ております。

ただ、ちょっと気になるのが、路線バスですね。五霞町役場と幸手駅間の路線バスですが、これ1万1,000人ぐらい令和2年は下がったということです。これ、ちょっと調べますと、私なりの見解でいきますと、このバスは桜まつりに結構利用されている方がおるようです。以前、平成29年あたりの質問で、その時の高橋議員のときの回答にも大体400人ぐらいふえていると、毎日ですね。その2カ月ぐらいの間ということがありましたので、それをやりますとですね、それがものすごく効いているということです。

だから、利用者人数における観光の部分ですよね。だから、五霞町にあまりためになっていないような、そんなイメージもするところでございます。

また、ごかりん号の部分。これも非常に順調にいったんですけど、コロナ禍がものすごく影響しているように私自身も感じます。乗ってみますとですね、本当にごかりん号って、ものすごく私的には、確かに運行間隔はちょっと時間がかかったりして長かったりするんですけど、非常に便利な乗り物であると。特に、65歳以上ですと、このカードを持っていると100円で乗り降りできる。いばらきシニアカードです。非常に快適であるという感じがしました。確かに時間的な制約はあります。だから、これは地域にとっては非常に重要な交通網であるなと思います。

正直なところ、令和3年度、令和3年というか、令和2年10月から令和3年の9月までの間にかなり下がっちゃった。3,811人が下がっちゃったということについては懸念材料ですが、今後、この辺のアピールをしないといけないなと思っています。

私が見た感じではですね、停留所の感じる部分ですね。駐輪場なんかもあるのですが、その辺がちょっと脆弱だなと思います。

続きましてですね、次の内容についての質問の回答をお願いいたします。

○議長（新井 庫君）公共交通会議の開催状況というのはよろしいですか。

○2番（黛 丈夫君）そうですね。

○議長（新井 庫君）公共交通会議等の開催状況について、生活安全課長の答弁を求めます。

生活安全課長。

○生活安全課長（古郡健司君）それでは、御質問の御答弁をさせていただきたいと思っております。

五霞町地域公共交通会議、五霞町コミュニティ交通運営協議会の開催状況について御答弁を申し上げます。

令和2年度、令和3年度の五霞町地域公共交通会議は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に努めてきたところから、全て書面協議により会議を開催せざるを得ない状況でございました。

また、五霞町コミュニティ交通運営協議会につきましては、その間に一度だけ開催をさせていただきましたが、それ以外の開催につきましては、五霞町公共交通会議同様、書面協議とせざるを得ない状況でございました。

五霞町コミュニティ交通運営協議会によるPR活動につきましても、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から各種イベント等が中止となり、公共交通のPRができない状況でございます。

次年度以降におきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に努めながらオンライン会議等の会議手法を工夫し、会議を開催するとともに、公共交通のPR活動ができるよう検討してまいります。

以上でございます。

○議長（新井 庫君） 議員。

○2番（黛 丈夫君） わかりました。

ありがとうございます。

それとあと、代替路線のバスと地域公共交通システムのごかりん号に国の補助金と県補助金等が充てられていますけども、申請はどんな感じでされているのか、お願いします。

○議長（新井 庫君） 生活安全課長。

○生活安全課長（古郡健司君） それでは、今の御質問でございますけども、代替バス及びごかりん号の補助金申請方法について御答弁を申し上げます。

代替バスの補助申請の方法につきましては、事業者である朝日自動車株式会社が国土交通省関東運輸局に地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の申請を、及び茨城県交通政策課に茨城県バス運行対策費補助金申請を直接行い、朝日自動車株式会社が補助金を受けてございます。

また、ごかりん号の補助申請の方法につきましては、町が国土交通省関東運輸局へ地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金等の申請を行い、補助金につきましては、国から直接、朝日自動車株式会社へ補助を受けております。

以上でございます。

○議長（新井 庫君） 議員。

○2番（黛 丈夫君） この補助金がなければ、これは運用できていないということですよ。

結構、この金額がそれぞれ代替バスもそうですし、ごかりん号のほうもかなり入っていますよね。この辺の細かいところは詰める気はありません。

これ、私とすれば、こういった路線バスなり、ごかりん号等の運用は、絶対にこの町になくってはならないものと思っています。

議長、それでは、次の進行をお願いいたします。

○議長（新井 庫君） 続いて、3点目の質問に対し、生活安全課長の答弁を求めます。

生活安全課長。

○生活安全課長（古郡健司君） それでは、1項目め3点目中、空白地有償運送の状況について御答弁申し上げます。

公共交通空白地有償運送の事業は、五霞町社会福祉協議会へ委託し、在宅福祉サービスとして実施しております。

利用状況でございますが、平成 29 年度から令和元年度までの 3 カ年の利用人数の平均は 1,821 人。令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により 780 人と減少しております。

次に、サービスを提供する協力会員につきましては、令和 3 年 1 月末現在、20 名の方が登録されておりますが、実際に活動を行っております協力会員は 10 名となっております。活動されている協力会員は、平均 71 歳となっております。事業を推進していく中で、高齢化が課題となっております。今後、ボランティアの育成も含め社協と連携し、新たな協力会員の育成や発掘に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、3 点目中、送迎サービスの状況について、学校バスについて御答弁申し上げます。

小学校送迎バスの現状でございますが、町が所有するバス 3 台のうち、2 台を登下校時に利用しており、乗車人数は東小学校 31 名、五霞西小学校 8 名でございます。また、登下校時以外の時間帯のバス利用につきましては、町事業や学校の校外学習授業等で活用させていただいております。

以上でございます。

○議長（新井 庫君） 議員。

○2 番（黛 丈夫君） わかりました。

こういったサービス、福祉系ですからね、社協が窓口になっているんですけども、こういったところもきちっとやっているということですが、いただいた資料の中で、ちょっとお伺いしたいことがございまして、再質問ということで、令和 2 年に、それまでの利用会員数から極端に激減しているその理由ですね。それと、利用者の登録方法等についてお願いしたいと思います。

これは、健康福祉課長のほうでお願いいたします。

○議長（新井 庫君） はい、健康福祉課長。

○健康福祉課長（荒井富美子君） それでは、先ほど御質問のありました在宅福祉サービスについて御答弁申し上げます。

まず、令和 2 年度の利用会員数の減についてでございます。

利用会員につきましては、事前の登録制となっております。令和元年度まで継続して登録されていた方がいらっしゃいましたので、令和 2 年度は見直しを行いました。改めて会員の登録をしたための人数減となっております。減については、以上でございます。

もう 1 点の登録の方法でございますが、社会福祉協議会に利用会員又は協力会員とも利用の登録をしていただきます。協力会員につきましては、協力できる種類の内容等を事前に社協のほうに登録して、利用会員のほうのボランティアとして登録し、利用会員のほうにつないでいただいております。

以上でございます。

○議長（新井 庫君）はい、黛議員。

○2番（黛 丈夫君）わかりました。

ボランティアで活動されている方。こちらが、キーポイントというか、キーマンになりますよね。

これから、ごかりん号とか路線バスのほかに、さらにこういった細かいところに入り込むような形をしないと、永遠に地域の公共交通の細かいところへの配慮というのはなかなかできないのかなと思っております。

聞いた内容を伺いますと、きちっとされているようですが、ただ、コロナ禍でですね、どうしても数値的に下がっている。この辺がものすごく懸念されます。

特に、令和2年では、それまで1,700件ほどあった利用人数が780に激減している。これは多分、コロナの影響ですよ。外へ出ていないということの現れだと思います。本当にこれでいいのかという、ちょっと不安感さえあります。

それでは、議長、次をお願いいたします。

○議長（新井 庫君）続いて、4点目の質問に対し、生活安全課長の答弁を求めます。生活安全課長。

○生活安全課長（古郡健司君）それでは、1項目め4点目中「五霞町地域公共交通会議等で協議された課題について」中、「近い将来、具体的な対策・内容はあるのか。また、その取り組み内容についてお伺いしたい。」について御答弁申し上げます。

町では、交通空白地解消のため、幸手駅と五霞町役場前を結ぶ代替バスに加え、五霞町コミュニティ交通ごかりん号の本格運行を始め、さらに、バス利用に不便がある方に対し、公共交通空白地有償運送を実施しております。

ごかりん号につきましては、平成25年10月から実証運行を開始し、五霞町コミュニティ交通運営協議会の中で、利用者の増加を図るため協議を重ね、平成26年10月から大幅なルート変更やダイヤの改正を行い、平成28年10月から本格運行へ移行したところでございます。

五霞町地域公共交通会議及び五霞町コミュニティ交通運営協議会のこれまでの主な取り組みといたしましては、平成26年4月から中高生の学割を開始、また、平成27年4月からは65歳以上の高齢者に対し半額支援を行っております。料金の決定については、町公共交通会議において協議を行い実施したところであります。

また、町コミュニティ交通運営協議会の事業として、バスの利用促進を図るため、各行政区においてバスの乗り方教室等を実施してございます。

そして、サイクル・アンド・バスライドにつきましては、バス停が自宅の近くでない方を対象に、ごかりん号のバス停全30カ所のうち、16カ所のバス停に駐輪スペースを示す看板の設置を行っております。

引き続き、アンケート調査、行政懇談会及び利根川沿線6行政区連名による要望、各



委員からの提案について五霞町地域公共交通会議及び五霞町コミュニティ交通運営協議会で協議を重ね、利用促進、利用者の確保に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、1項目め4点目中「町としての考え方について」、御答弁申し上げます。

町の地域公共交通は、少子高齢化や核家族化が進展していく中で、今後、家族間の送迎や車の運転が困難になる人がふえていくことが予想され、それらの方々の移動手段を確保し、公共交通が利用できない地域、いわゆる公共交通空白地域を解消し、本町で生活できるよう交通環境の整備を進めていくことが重要な課題となっております。

町では、平成27年3月に五霞町公共交通網形成計画を策定し、将来に向けて利便性の高い地域公共交通体系を構築するため、代替バスの存続・改善、ごかりん号の維持・改善、公共交通空白地輸送運送の維持・拡充として施策の推進を図っているところでございます。

持続可能な公共交通を進めるためには、代替バス、ごかりん号、公共交通空白地有償運送事業の公共交通の3本柱で体系構築を図り、継続的に交通弱者と呼ばれる方々の公共交通手段を確保していくことが重要であると認識してございます。

町民の皆様の移動手段に対するニーズを的確に把握することはもちろん、インターチェンジ周辺地区開発などによる町の情勢の変化を的確に見極め、当初から五霞町地域公共交通会議のアドバイザーとして携わっていただいております。国及び全国各地の地域公共交通会議等で委員やアドバイザーを務められている福島大学 吉田 樹准教授からも御意見を伺いながら、町として必要な公共交通体系の構築に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井 庫君） 議員。

○2番（黛 丈夫君） そうですね、五霞町地域公共交通網形成計画というのが出されています。ここには、確かに書かれているんです。これの最後のページですけれども、ここにPDCAサイクルによる計画の推進が記されているんです。

そこには、Plan、計画ですね。Do、実施。Check、評価。Action、改善。これをやるということになっています。チェック評価項目としては、そこに書いてあるのが地域公共交通の利用者数、同じく満足度、認知度。同じく、採算性。それとあと、地域公共交通への町の財政負担額。それとあと、デマンド型交通の適正利用。これが、先ほど言った福祉サービスの関係ですかね。とされています。

それで、実施は、住民代表で組織する五霞町コミュニティ交通運営協議会で検討し、検討結果を五霞町地域公共交通会議に諮り、承認を得て進めていくと、そう記載されています。改善、見直しはですね、関係機関と適宜協力して各施策の実施主体を担う、そういうふうにきっちり書かれているんですね。計画の推進については、毎年度、五霞町地域公共交通会議を開催し、施策の実施状況等を確認すると。また、10年後まで計画期間とするが、5年後の時点で計画達成状況を把握すると。達成状況の把握を行う中で、

本計画の内容が本町の状況、社会情勢に合わなくなった場合、施策の変更や計画の見直しをします。今後、ますます必要性の増す町の公共交通をしっかりと評価して適切な施策、計画を実施することを要するというで書いてありますね。

こういったことが書いてあるのですから、私は、まず、会議だとか行政懇談会でも挙がっていると思うんですね。具体的な要望がですね。それをまず、真摯に捉えてやっていただきたいと。まず、それを言いたいです。

確かに、コロナ禍で今まで大変でしたよね。ここへ来まして、状況が大分変わってきました。経済活動、生活の維持をしなくちゃいけない。その時に、移動手段であるこういったものは絶対に必要になってきます。ですから、これはしっかりやっていただきたい。

それとあと、ことしの5月13日から75歳以上の高齢者ドライバーに義務づける運転技能検査とかという実施試験があるんですね。それだけではなくて、どんどん、どんどん、年を取った人から免許証を奪おうというような施策が警察のほうでどんどん動いております。結構これが厳しくて、実地試験、あと、そういったほかにサポート車の限定まであります。今までサポート車ではなかった人が、70歳、75歳の前からそういった指定を受けて、その車じゃないと乗れなくなっちゃう。免許証が、幾らその試験を通ったとしても、車を買いかえなければいけない。そういう状況が見えております。

五霞町なんか、まさに車がなければ生活できないという状況にどんどんなっていくんですね。これは、自分たちの問題でもある。

ですから、私とすれば、ごかりん号とか路線バス、これは、お金は確かにかかっているのですが、今、現状、空の車が結構走っているという、そういう批判も受けています。これ、何とかみんなで、できるだけ乗ってもらいたいということ、まず、私は言いたいです。乗らないとわからない。乗ると、いろいろなものが見えてきます。ふだんの日常じゃないものが見えてくる。

今回ですね、この公共交通を取り上げた意味は、私とすれば、まず、皆さんに乗ってもらいたいのと、このままいっちゃっていいのかという問題提起でありまして、これからスタートだと思っています。ぜひとも皆さんに、その辺のところを御理解して私の質問を受入れていただきたいと思えます。

間もなく時間も来ますので、本日、答弁していただきました執行部、関係部署、御担当各位につきましては、心より感謝いたします。まことにありがとうございました。

以上、終わりたいと思えます。

○議長（新井 庫君）以上で、2番 黛 丈夫君の質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

11時に再開をいたします。

なお、休憩中のございますけども、場内の換気を行いたいと思えます。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時00分

○議長（新井 庫君）休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◇ 小野寺宗一郎君

○議長（新井 庫君）続いて、1番 小野寺宗一郎君の発言を許します。

小野寺宗一郎君。

〔1番 小野寺宗一郎君 登壇〕

○1番（小野寺宗一郎君）皆さん、おはようございます。

1番議員の小野寺宗一郎でございます。

傍聴席の皆様には、大変御多忙の中、議会議場までお越しいただきましてまことにありがとうございます。

本定例会の一般質問より、私もこの場に登壇して質問の趣旨について発言させていただきませんが、私自身、議員になって初めてこの場に立ちましたので、改めて身の引き締まる思いと、いつも以上の緊張感がありますが、最後までどうぞよろしく願いいたします。

まず初めに、今回のロシア軍のウクライナへの軍事侵攻は断じて容認することができない暴挙であり、強く抗議するとともに、亡くなられた方々の御冥福をお祈りいたします。

そして、一日も早い即時無条件でのロシア軍の完全撤退を強く要請いたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

私からの質問は、2月28日に通告いたしましたとおり、空き家対策について4点ほどお伺いいたします。

全国的に少子高齢化、人口減少社会が大きな問題となっておりますが、それと連動して空き家が増加していることも問題視されております。

総務省の平成30年の統計では、全国に空き家は846万戸あり、全国住宅戸数に占める割合は13.6%であり、さらに年々増加していると示しております。

平成27年5月に空家対策特別措置法が全面施行され、全国の自治体できまじな取り組みをしております。本町でも平成30年に五霞町空家等対策計画を策定し、空き家の適切な管理や発生の予防などの対策を進められておられますが、本格的な空き家対策を始めてから数年が経過しましたので、現在の空き家対策の現状についてお伺いいたします。

1点目は、本町における現状の空き家の内訳、内容についてお伺いいたします。

現在の空き家建物又は特定空家に該当する物は何件あるのか。空き家率、また、区域区分。それについてもお伺いします。また、空き家の把握はどのようにしているのかをお伺いいたします。

続いて2点目は、空き家バンクの進捗状況についてお伺いいたします。

現在、空き家バンクの登録はあるのか。また、問い合わせや相談などの程度はあるのか。所有者、利用者へ空き家バンクの周知はどのようにしているのか。また、専門的な担当部署、窓口を設けたほうがよいのではないかと思うが、その考えについてお伺いいたします。

続いて3点目といたしまして、空き家対策を進める上での現状の対策についてお伺いいたします。

現状の補助金の内容はどのようなものがあるのか。また、建物を解体後の住宅用の土地に対する固定資産税を一定期間延長するような優遇措置ができないものかお伺いいたします。

4点目といたしまして、空き家、空き地の利活用についてお伺いします。

今までに所有者から建物や土地の寄附を受けたことや相談はあったのでしょうか。また、今後、そのような相談があった場合は、どう対処するのかをお伺いいたします。

最後に、今後の空き家、空き地の利活用についてどのような考えがあるのかをお伺いいたします。

以上、4点についてお伺いいたします。

なお、答弁によりましては再質問させていただきますが、時間制限もありますので、簡潔な答弁をお願いいたします。

それでは、この後の発言につきましては、降壇して発言席より発言させていただきますので、よろしくお伺いいたします。

以上です。

○議長（新井 庫君）1項目め1点目の質問に対し、生活安全課長の答弁を求めます。  
生活安全課長。

○生活安全課長（古郡健司君）それでは、1項目め1点目の「現状の空き家の内訳、内容」中、「空き家等建物は、現在、何件あるのか」、「特定空家に該当するものはあるのか」について御答弁申し上げます。

町では、平成25年度に各行政区長の皆様に御協力をいただき、各行政区内に存在する空き家調査を実施していただきました。その調査結果に基づき、担当職員が現地調査を行い、空家台帳を整備させていただいております。その後、年度ごとに担当職員による現地調査を実施させていただき、空家台帳の更新を行っております。

今年度、改めて平成25年度と同様に空き家調査を実施した結果、現在の空き家件数は109件となっております。そのうち、特定空家に該当する空き家はございません。

続きまして、1項目め1点目中「世帯数に対する空き家率はどの程度なのか」について御答弁申し上げます。

世帯数に対する空き家率の算出方法につきましては、五霞町空家等対策計画で、世帯数に空き家の件数を加えた値を建物総数推計値として、空き家の件数をその建物の総数推計値で除した値を空き家率としており、現在の空き家率は3.15%となっております。

続きまして、1項目め1点目中「区域区分、市街化区域、市街化調整区域」について御答弁申し上げます。

空き家109件のうち、市街化区域内の空き家は28件、市街化調整区域内の空き家は81件となっております。

続きまして、1項目め1点目中「空き家の把握はどのようにしているのか」について御答弁申し上げます。

空き家等とは、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条に建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地と規定されており、この定義により担当職員による目視での現地調査や住民登録並びに上下水道の使用の有無により空き家を把握してございます。また、各行政区長の皆様に御協力をいただき、空き家調査等、今後も適宜御協力をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（新井 庫君）小野寺委員。

○1番（小野寺宗一郎君）ありがとうございました。

本町における現在の空き家は、全体で109件。そのうち、特定空家に該当するものはないということですが、平成30年の調査では84件でしたので、ここ4年間で25件がふえているということになりますので、随分ふえてきているなという感じはしております。

また、その区域区分は、市街化区域が28件、市街化調整区域81件ということですので、圧倒的に市街化調整区域が多くなっておりませんが、これは本町は大部分が市街化調整区域となっておりますので、市街化区域と比べて建築行為や既存建築物の増改築等に関して厳しい制約が課されているので、これは当然かなと思います。

最近、五霞町にも空き家がふえたなという言葉を目にしますが、実際に車で五霞町を走って、ちょっと入ったことがない路地なんかへ入ってみますと、ここにも空き家があるなど気づくことがあります。やっぱり、それは調整区域内が多く見られているのが現状だと思います。中には、広い敷地で庭木が荒れ放題になって、手つかずの状態になってどうにもならなくなり、管理している人も意欲がなくなりだんだん足が遠くなってしまっているのではないかと思います。

そのような空き家の把握を職員によるパトロール、また、行政区長さんによる調査をお願いしての情報提供などなのですが、今後もそれは続けていただきたいと思っております。

が、区長さんとはいえ、大字の隅々まではわかりにくいという面もありますので、やはり日ごろからお隣さん又は御近所、また、町民からの情報提供というのが一番明確でありますので、そのような情報提供ができる場というのを設けていただければと思います。

また、空家が発生する要因は5割以上が相続であると言われておりますので、一般的に65歳以上の高齢者しか住んでいない持ち家のことを空き家予備軍と言われておりますので、その辺のことも住民アンケートなどを取って、事前にある程度把握しておけば、空き家になる前の早目の対策もできるかと思っておりますので、そのような空き家予備軍についての把握もよろしくお願ひしたいと思います。

あとは数字の確認ですから結構ですので、次の2点目をお願いいたします。

○議長（新井 庫君）続いて、2点目の質問に対し、生活安全課長の答弁を求めます。  
生活安全課長。

○生活安全課長（古郡健司君）それでは、1項目め2点目「空き家バンクの進捗状況について」中、「現在、登録はあるのか」、「利用者の申し込みは」、「相談は」について御答弁申し上げます。

五霞町空き家バンクは、空き家等を有効活用し、良好な住環境の確保及び定住の促進による地域の活性化を図るため、昨年7月に開設し、公益社団法人 茨城県宅地建物取引業協会と媒介に関する協定を締結しております。

現在、五霞町空き家バンクへの登録はございませんが、制度の内容や登録方法に関するお問い合わせは、これまでに6件ほどいただいております。

続きまして、1項目め2点目中「所有者、利用者への周知はどのようにしているのか」について御答弁申し上げます。

周知方法につきましては、昨年の広報ごか7月号、8月号及び今月号、3月号になりますけれども、空き家バンク制度について掲載するとともに、町のホームページにおいても制度の周知を図っているところでございます。今後も更に空き家バンク制度を周知させ、皆様に御利用いただけるよう情報の発信方法について工夫、検討してまいりたいと考えております。

続きまして、1項目め2点目中「相談、指導、助言など担当部署を設けたほうがよいのでは、その考えは」について御答弁申し上げます。

現在、空き家等に関する問い合わせや要望等は生活安全課を総合窓口として、関係する部署と連携を図りながら事業の推進をしているところでございます。

引き続き、関係各課と連携を図りながら住民の皆様へ空き家バンク制度を周知し、理解していただき、より登録しやすいような体制を構築していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井 庫君）小野寺議員。

○1番（小野寺宗一郎君）ありがとうございました。

現在、空き家バンク制度は全国の多くの自治体で取り入れ始められておりますが、本町でも昨年の7月に茨城県宅建協会さんと協定を結んで空き家バンク制度を始めておられますが、現在、問い合わせが数件あるだけで、登録がまだ全くないということだそうですが、この制度自体がまだ余り知られていないのではないかなという気もいたします。

現に、私の知り合いに聞いても「空き家バンクって何それ」と言う人がほとんどです。もうちょっとPRが必要なんじゃないかなと思います。広報紙やホームページで掲載して募集しているということですが、いぎ町のホームページを開いてみて、空き家バンクと検索しても、ヒットしてくるのは実施要綱や申込書など事務的なものしか出てこなくて、実際の登録物件とかそういう情報が全く載っていないということがわかるんですけど、今のお話ですと、登録がないから載せていないということですが、登録がないというのは立派な情報ですので、これは記載していただきたいと思います。中には、五霞町は勤務先に近いから何かいい物件はないかなと探している方にとっては、これは肝心な情報ですので、その辺の情報の記載もよろしくお願ひしたいと思います。

また、所有者への通知ですが、ある自治体では、固定資産税の納税通知書を送付する際に一緒に空き家バンクの案内を送付するなどして登録に向けた啓発に取り組んでいるようなところもありますので、まず、この制度を知ってもらうということが一番ですので、こういったことも有効ですので、参考にしていただければなと思います。

それから、専門部署の設置についてですが、これは、現在も担当課の皆さん、しっかりと勉強をしてやってくれているとわかっておりますが、これは何せ大事な財産にかかわることですので、今後は窓口においても非常に専門的な相談というのがいろいろと考えられますので、そういったときに明確な助言や指導が相談者を安心させると思いますので、相談者にとって何が信頼がおけるって、五霞町がやっているということが一番信頼が置けることだと思います。五霞町の空き家バンクに、五霞町がやっているから登録しました、掲載しましたよという人に、あとのことは不動産屋又は当事者にどうぞと言ってお任せしまうのはどうなのかという気もいたしますので、その辺をしっかりと、窓口を設けるなりしてやっていけたらいいかなと思います。

今後、不動産屋だけではなくて、さまざまな業種の方々との連携をしていかなければならないと思いますので、そういった体制を十分つくっていくことを御検討していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、2点目は結構です。

次の3点目をお願いします。

○議長（新井 庫君）続いて、3点目の空き家対策を進める上での現状の対策、町助成金について生活安全課長の答弁を求めます。

生活安全課長。

○生活安全課長（古郡健司君）それでは、1項目め3点目「空き家対策を進める上での

現状の対策は」中、「現状の助成金の内容は」について御答弁申し上げます。

現在、五霞町において空き家対策に関する助成金は、建物の老朽化により周辺の防災及び衛生並びに生活環境の保全に悪影響を及ぼす可能性のある空き家の解体に必要な経費に対する助成金として、最大 30 万円の補助を行う五霞町老朽空家解体費補助金がございます。今後も空き家の解体を希望される方に、有効に利用していただけるよう制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

なお、空き家のリフォーム等にかかる費用に対する補助金はございませんが、今後の町の空き家率等を注視しながら補助金の必要性を検証していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井 庫君）続いて、同じく 3 点目の固定資産税の優遇制度についての質問に対し、町民税務課長の答弁を求めます。

町民税務課長。

○町民税務課長（山下仁司君）それでは、1 項目め 3 点目中、「建物解体後の住宅用の土地に対する固定資産税を一定期間延長するというような優遇措置ができないか」について御答弁申し上げます。

国では、従来から地方税法にて専用住宅もしくは併用住宅の敷地の用に供されている住宅用地について、200 平米までは小規模住宅用地として課税標準額が 6 分の 1 に減額され、200 平米を超える部分については 3 分の 1 に減額される住宅用地の特例措置がございます。

御質問のとおり、住宅を取り壊すことで、この特例措置が適用されなくなることから、空き家対策の一環として、取り壊しから一定の期間、特例を延長する市町村もございます。なお、茨城県内の自治体を実施しましたアンケート調査結果では、2 自治体の特例を延長するための要綱を制定しているといった状況です。

また、国では、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行により、特定空家等に認定された住宅用地に対して、特例措置の対象から除外して空き家の取り壊しを促進するという動きも出ております。

当町における軽減措置の延長については、こうした国による法改正等の動向を注視しながら課税の公平性と財源の確保といった観点を踏まえ、総合的に検証していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井 庫君）はい、小野寺委員。

○1 番（小野寺宗一郎君）ありがとうございました。

現在ある助成金は、解体費用の一部、上限 30 万円ということですが、これもただ単に空き家を解体したら誰でも受けられるということではなくて、町が見なした空き家ではなくては受けられないということになっていますので、ちょっとこの辺が曖昧でよくわからない点がありますので、できれば、町が空き家と認定された建物をその後解体



する場合には一律助成金の申請を認めていただきたいと思います。

空き家になったら解体をしていただくというのも、一つの選択肢になるかと思いますが、とは言え、解体費は高くなりますし、所有者にとっては、建物に対していろいろな思い入れや個人の考え方がありますので、何が何でも解体をすることを進めるわけではありませんが、人が住まなくなった家は老朽化が加速し、そのまま放置しますと、最終的には、今、言われたような特定空家になってしまいますので、そうなる前に早目の決断も必要かなと思いますので、解体しようかどうかと迷っているときに、町からの助成金が出るとなれば、そのことが後押しになる場合もあるかと思いますが、その辺の検討もよろしくお願いいたします。

それと自治体によっては空き家バンクに登録の際に、少し手を加えれば、登録できそうな建物、例えばガラスを入れかえるとか雨漏りの修理など、そういったリフォームや残された家財道具の処分、また、清掃にかかわる費用の一部を、これ空き家バンクに登録をするということを条件に助成している自治体もありますので、本町でもその辺を参考にいただければと思います。

また、固定資産税ですが、これも大変難しい問題だと思いますけど、今の課長の説明を聞いても、更地にすると住宅用地特例がなくなるからと言われてもピンとこないと思います。行政側は、建物を解体すると、面積にもよりますが、3分の1から6分の1に減税になっていた特例が外れて、それを元に戻したという解釈ですけど、そんなことを知らない納税者側からすると、数字だけを見ると、単に3倍から6倍にはね上がったと。そういうような解釈をしたいと思います。

県内では、延長の優遇措置をしているのは大変少ないようですが、それは、今までは日本の住宅というのは、特に地方では、同じ場所に壊しては建て、壊しては建てと。そういうのをずっと繰り返しやってきましたので、どこの自治体でも空き家というのがそんなに問題になっていなかったのも、そういう要望が出なかったからだだと思います。これからの住宅は、1世代1軒、また別の場所に建てると。そういうようなスタイルになってきておりますので、今後、空き家がまた急速にふえていくことを考えると、このことが、今後、多くの自治体で問題視されていくのではなかろうかと思いますが、本町が一足先を見ろというつもりで優遇措置をお願いしたいと思います。

この固定資産税のことだけで解体の足かせになっているとは思いませんが、多くの方が更地にしてきれいにして、それでまた税金が上がるとは思っておりませんし、このことは、大体、解体後の次年度の納税通知書か何かを見て気がつく方がいるかと思いますが、ですので、更地になったらすぐに増税するのではなくて、例えば、3年間は据え置きですが、3年後にはこの税額になりますよと事前に説明をしていただくような、責めて一定期間の延長もしくは猶予というのを考えていただきたいと思います。

その辺を含めて、今後、幅広い助成金やその他の優遇措置についても御検討をお願いします。

それでは、時間の都合もありますので、3点目については結構です。

4点目をよろしくをお願いします。

○議長（新井 庫君）続いて、4点目の質問に対し、生活安全課長の答弁を求めます。  
生活安全課長。

○生活安全課長（古郡健司君）それでは、1項目め4点目「空き家の利活用について」中、「所有者から町は建物と土地の寄附を受けたことがあるのか。また、そのような相談は」について御答弁申し上げます。

これまでに、空き家等の所有者の方から、建物と土地の寄附を受けたことはございません。また、そのような相談についてもございません。

今後、このような相談がありましたら、寄附される財産について真に町が必要とするものであるかどうかを関係各課で十分、かつ慎重に協議したいと考えております。

続きまして、1項目4点目中、「今後の利活用についてどのような考えがあるのか」について御答弁申し上げます。

今後の利活用については、空き家等の有効活用、さらには良好な住環境の確保、定住の促進を図りつつ、地域の活性化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井 庫君）小野寺議員。

○1番（小野寺宗一郎君）ありがとうございました。

今までに町民から建物や土地の寄附を受けたことはない。また、そういった相談もなかったということですが、なぜ、このような質問をさせていただいたかという、1点目の質問で市街化調整区域について少し触れさせていただきましたが、この調整区域内で空き家になると、売ろうとしても建築行為や増改築等に関して厳しい制限が課されておりますし、面積が広過ぎることや農地が残ってしまうなどの理由で簡単には売りにくく、さらには、建物の解体費のほうが土地の価格を上回ってしまうなどの理由で、タダ同然の評価になってしまう。こんなに安いじゃ、まだこのままでいいやなんてやっているうちに、そのうち数年が経ち、老朽化が進んでしまって、どうにもならなくなっているというのが現状だと思います。

今後、町に寄附するから何とかしてほしいなんて、そういった相談も来るかと思いませんので、今のうちから何らかの対策をしておくことも必要だと思います。

例えば、山形県の山形市では、土地の寄附を条件に建物の除去を公費で負担して、その土地は市の所有となるような取り組みをしております。これは、なるほどなと思いましたが、本町でも場合によっては、先ほど課長が言われたように、町に寄附したいと相談があれば、きちんと精査して検討していただき、この場所なら利活用できると判断されて、町が取得すれば、これは公共の土地になるわけですから、今、進めているPFI事業を導入しての店舗や住宅などの建築、また、公園整備などいろいろなことが可能になりますので、そのような施策も考えてほしいと思います。

また、それとあわせて、先ほど、江森議員からの質問にもありました。私も昨年3月に一般質問させていただきました区域指定制度を導入すれば、調整区域内の開発行為も容易になり、土地そのものの価値も上がってくるのではないかと思います。市街化調整区域は、今のままでは何もできませんので、特に深刻な問題ですので、今。この区域指定をやらなければ、この先も市街化調整区域は何も変わることなく、空き家がますますふえるのは目に見えておりますので、できる限り早期の区域指定制度の導入を私からも要望させていただきます。

時間もありませんので最後になりますが、今後は空き家バンク、また区域指定制度。これを3本柱としてうまく絡めていけば、空き家対策の利活用にもなり、また、定住者促進にもつながっていくと思いますので、今後とも状況に応じた対策や支援策を用意して、さらにそれを支える制度や仕組みなど検討すべきことは多くありますので、大変だとは思いますが、引き続き執行部の皆さんには御努力をお願いしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終了いたします。

御答弁いただきまして大変ありがとうございました。

○議長（新井 庫君）以上で、1番 小野寺宗一郎君の質問が終わりました。

---

◇ 植竹美智雄君

○議長（新井 庫君）続いての質問者である植竹議員、発言席へ移動をお願いします。

〔5番 植竹美智雄君 発言席〕

○議長（新井 庫君）ただいまより、5番 植竹美智雄君の発言を許します。

5番 植竹美智雄君。

〔5番 植竹美智雄君 登壇〕

○5番（植竹美智雄君）5番議員の植竹です。

傍聴者の皆様、本日は大変御苦勞さまです。

今もなお、終息の見えないコロナですが、五霞町おいても、この2月から急激に感染がふえておりまして、きのうあたりも6人とふえまして、今後の感染減になるような努力を町のほうにお願いしたいと思います。それとですね、3回目のワクチン接種が始まっておりますが、幼児たちの接種も開始されるということで、早い終息を願うばかりです。

また、先ほど小野寺議員からもありましたが、ロシアのウクライナ攻撃に対しまして、私も強く抗議したいと思います。

早速ですが、私の一般質問は通告書のとおり2項目3点についてお伺いします。

1項目め、これは道の駅の後背地について。

先ほど江森議員からもありましたが、私は土地利用計画の進捗状況について、後背地

を購入はしたものの、いつ利用開始されるのかということが危惧されております。せっかくあそこには、後背地の脇にストリート・スポーツ・パークが隣接されていて、若い人たちもかなり使用されていると。たまたまこの前、その方々がちょうど駐車場におりましてお話する機会がありました。ちょっとお伺いしたところ、ここはかなりいいコースで何度か来ているというようなお話で、これからも利用したいというお話も聞いたところです。そういうところも鑑みて、計画されればと思います。

2項目め、今後の町農業について。

1点目、認定農業者の育成はどうなっていますか。

現在の認定農業者の方々の年齢が高齢化しているように思われますが、若い方々の育成もされているのか。

現在、農業収入は、大方の方が米づくりによるものだと思います。そういう中で、今後、中小規模農家がどのようにしていくのか。

また、農用地利用銀行の利用も増加すると思われませんが、聞くところによりますと、隣の幸手市や杉戸町などでは、貸し出す方が、貸し手からですね、10アール当たり1万円を支払っているというようなお話も聞いております。そういうところ、何か町のほうで情報がありましたら、そういう点もお伺いしたいと思います。

2点目として、道の駅への出荷農家の育成状況について。

生産者の高齢化が進み、出荷者が減少しているのではないですか。今後の方向性などをお伺いします。

現在ですね、道の駅の出荷をふやすために農業塾等を開かれていると思いますが、現在、どのぐらいふえているのか。

ただ、今後ですね、小さい町の農業地でなかなか集積もしづらいような場所もあります。そういうのを踏まえまして、今後どのようにしていくのかをお伺いします。

回答によっては、再質問させていただきますので、よろしく願います。

この後は発言席へ戻らせていただきます。

よろしく願います。

〔5番 植竹美智雄君 発言席〕

○議長（新井 庫君）1項目めの質問に対し、産業課長の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（笈沼光行君）先ほどの江森議員の答弁と一部重複いたしますが、現在、町では後背地を含めた既存の道の駅エリア一帯に対しまして、民間活力を活用しながらの建築手法——PFI等の官民連携となります、を取り入れた先進地の事例調査の実施、また、道の駅として必要な機能、直売所機能、商業施設機能——こちらにつきましては、町の特産品等の開発販売を含むということとなっております。あと、飲食機能を組み込んだレイアウト等の提案調査、民間と連携したテナント誘致の方法など、今後の道の駅のあり方、後背地の利活用について関係課内での調査・協議を

鋭意進めているところでございます。

こちらにつきましては、令和4年度の早い段階で道の駅の方向性を確立させていただきまして、議会の全員協議会の中で報告をさせていただきまして、プロポーザル方式等での民間事業者と連携した事業スキームを構築させていただきまして事業を展開していければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新井 庫君）植竹議員。

○5番（植竹美智雄君）ありがとうございます。

その中で、ちょっとお聞きしたいのですが、今の道の駅の駐車場については、かなり狭いというふうな形で、買い物の方が駐車場に入れなくて、迂回してそのまま帰ってしまうというふうなところも何度か見受けられます。

いろいろな事業が入ってくるのは非常によろしいのですが、先に大型がかなり4号バイパス沿いには多くありまして、乗用車の駐車場がかなり少ないと思いますが、その辺はやはり今後のこの中で考えてもらえるのかどうか。

○議長（新井 庫君）ただいまの質問に対し、産業課長の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（笈沼光行君）道の駅一帯のエリアという形になりますので、駐車場も踏まえた中での整備のほうを、駐車場を含めた施設整備等を踏まえた中で考えていければというふうに考えてございます。

駐車場につきましては、利用形態のほうもございまして、そちらに合わせた対応というふうに考えていければと思います。

○議長（新井 庫君）植竹議員。

○5番（植竹美智雄君）それと、先ほど江森議員の質問と同じようなことになるかと思うのですが、そこのエリアに商業施設を入れたいというようなお話もございまして。なかなか難しいというお話もありますが、そういう中で、まくらがの里ですと、コンビニを入れていると思います。

そういう中で、万が一ですね、大手はなくても中小の商業施設も入らないということになってきますと、ある程度コンビニの中は、生活できるだけのいろいろな品物も置いてあるかと思っております。そういうことも視野には入れているのかどうかお伺いします。

○議長（新井 庫君）はい、産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（笈沼光行君）こちらにつきましては、商業的機能というか、事業的な部分の中で道の駅として必要な機能として物販、直売所、商業という形になっております。

その中で、テナントとかを含めた中で、コンビニについても一つの選択肢にはなるかと思っておりますので、それら事業の全体的な方向性を踏まえた中で、一つの選択肢として、24時間営業するような形になりますので、ドライバーにとっては有効な施設になります。

すので、それらも踏まえた中で一体の中で考えていければというふうに考えております。  
以上でございます。

○議長（新井 庫君）植竹議員。

○5番（植竹美智雄君）わかりました。

ぜひですね、そのように、夜中とか使えないのではなくて、そういうことも考えて、今後、計画していただければ幸いかと思います。

それと、先ほど、令和4年度中に計画を検討できるとお伺いしておりますので、ぜひ、素晴らしい計画をつくっていただき、報告をお待ちしていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それとですね、今現在の後背地ですが、計画が実施されるまでかなりまだ時間があるのではないかと。すぐにテナントが入るとかそういうこともないと思います。後背地を購入したその期間、実施されるまで、その間の運用については何か考えておられるかお伺いします。

○議長（新井 庫君）はい、産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（笈沼光行君）整備するまでの間でございますけども、民間企業さんのほうから後背地を駐車場、資材置場などで借りたいというお話も聞いております。こちらにつきましては、進捗状況にもよりますけども、企業などへ貸し出しするなどいたしまして歳入を確保する仕組みを積極的に活用し、土地を有効的に活用していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新井 庫君）はい、植竹議員。

○5番（植竹美智雄君）それもいいのですが、その間ですね、間。道の駅の利用者が駐車できるような、そういう考えはないのでしょうか。

○議長（新井 庫君）産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（笈沼光行君）駐車場につきましては、今のところ、整備とかも必要になってきますので、それと安全面のほうの考慮も必要になってきますので、全体的な中でそちらのほうが必要ということであれば、考えていければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（新井 庫君）植竹議員。

○5番（植竹美智雄君）ということは、例えば、イベント等を開催する時は臨時的な駐車場としては……。この前、イルミネーションですか。その時に使われたと思うのですが、そういう時には使っていくような考えなののでしょうか。

○議長（新井 庫君）はい、産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（笈沼光行君）そちらにつきましても、企業さんに貸し出すとかのほうかどのように進捗するかわかりませんので、そちらとのバランスをと

りながら判断になってくるかと思しますので、よろしく願いいたします。

○5番（植竹美智雄君）はい、わかりました。

それでは、できればですね、そのような運用をうまくしていただいて、後背地を遊ばせていくことのないように、ぜひ、購入した以上はよろしく願いしたいと思います。

1項目の質問は終わります。

続いて2項目め、お願いいたします。

○議長（新井 庫君）2項目め質問に対し、産業課長の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（笈沼光行君）2項目めについて御答弁を申し上げます。

米価が下落していく中、小規模農家をどう支援していくかは町の大きな課題でもございます。現状の制度の中では、認定農業者への支援はあるものの、小規模農家への支援までは難しいのが実情となっております。

また、認定農業者の状況でございますけれども、令和2年度に30代、40代が各1名、令和3年度に50代1名が加わりまして、現在29名でございます。

今後につきましては、実質化された人・農地プランということで、今現在、進めているところと、あと、国のほうから支援されているところがございますけれども、こちらの実現に向けまして、地域に出向きまして、認定農業者を含めた大規模農家さん、家族経営等の小規模農家さん双方の農業者の意向を伺う話し合いを実施するなど、地域の農業の方向性を含め、また、議員御指摘の段差の解消等がありますけれども、そちらにつきましては、レベラー等の活用等も検討しながら農地の集積・集約化に向けた環境づくりを目指していきたいと考えております。

また、議員御指摘の杉戸町や幸手市での状況を確認いたしました。貸している人がお金を払って耕作をしてもらっているという例がございますけれども、こちら、おのおの農業委員会でも把握しておりませんで、相対か作業受委託のケースであると想定されます。ちなみに、物納の場合ですけれども、10アール当たり1袋、30キロが平均とのことございました。

続きまして、道の駅ごか農産物直売所の直近3年間の登録者数と農業塾出身からの出荷者数を御答弁申し上げます。

令和元年度147名で、うち、町内が105名、町外が42名。令和2年度140名、うち、町内99名、町外41名。令和3年度131名、町内90名、町外41名となっております。

また、農業塾出身で直売所へ出荷している農業者でございますけれども、令和3年度までに12名となっております。こちらにつきましては、引き続き、坂東地域農業改良普及センターの指導のもと、JA茨城むつみ農協と連携しながら担い手育成に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井 庫君）はい、植竹議員。

○5番（植竹美智雄君）ありがとうございます。

そういうことで、隣の幸手市とか杉戸町ではそういうことが農業委員会を通してはないということはわかりました。

ただ、聞いてみると、そのような畦畔、畦まわりの整備とかそういうのがありまして、聞きますと、かなり、反当1万円は払っているよというようなお話を直接農家の方からは聞いたのですが、農業委員会を通しているとは聞かなかったもので、勝手にさせていただきます。ありがとうございます。

続いてですね、認定農業者についてお伺いしたいのですが、認定農業者連絡協議会というものがあるかと思うのですが、これは聞きますと、認定農業者の方が団体の中で、若い人がどうしてもいろいろな問題について話し合う場が少ないと。やはり先輩方がかなりますよね。そういう中では、若い人は発言のあれがないのではないかと。また、道の駅へ出していない人もおられるわけで、そういう方とも話し合う場所がないということで、町としてですね、何か認定農業者の方のそういうあり方について、ただ単に認定農業者連絡協議会のほうに全部依存するのではなく、町のほうで何かうまく育成をできるような、その後は認定農業者さんがふえるような、その方たちが大丈夫だとできるような、そういう方向づけが若い人たちからどんどん吸い上げていくような、そういう考えはお持ちでしょうか。ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（新井 庫君）はい、産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（笈沼光行君）議員御指摘の若い農業者さんの集まる場所とか話し合う場所というところかと思えます。

今現在、認定農業者でない農業者さんも何名かいらっしやいます。認定農業者になっている若い農業者さんの方々もいらっしやいます。

議員御指摘のように、一緒に話し合う場とか、そういったものがないというのが現状でございます。こちらにつきましては、今の若い世代というか、20代、30代、40代の方がどのような情報収集とか広げ方とか、仲間意識とかと言う部分をどのような形で意識してやっているかというところを把握することが必要かと思えます。今現在、SNSとかLINEとか、そういった中での情報共有とかはできると思えますけれども、実際に会ってという形が一番いいかなというふうには思っております。

今現在、ごかみらいラボという形で道の駅のほうへ出向している職員がございまして、これらを拠点としまして、できればサロン形式という部分が一番いいのかなというふうには思っております。そこで意見を話し合っただけよりよい方向を見出すと。昔ながらの何々協議会とか農業を守る会とかという部分については、今の若い人には当然、当然と言ったらあれですけども、受け入れがなかなか難しい実情がございまして、そういった若い方々の需要等ニーズを把握しながら、サロン形式で気軽に寄れて気軽に話すというところが一番必要かと思えますので、そちらのほうの構築に向けた作業は早い段



階で進めていければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（新井 庫君）植竹議員。

○5番（植竹美智雄君）そうですね。やっぱり何々会とかいって会長を決めるとか、そういうふうになりますと、なかなか若い人たちが意見を出せるところがないので、ぜひ、サロン形式ということで町のほうに集めていただいて、思いを言っていていただいて、今後の町の農業のあり方について話し合える。せっかく、みらいラボを立ち上げておりますので、そういうところを活用して、認定農業者だけではなくて意欲ある農業者をこれからも育てていっていただければと思います。

昔は、4Hクラブなんていうものがありまして、そちらで活動させていただいて、その中から夫婦になられた方、そういう方もおられますので、やはり出会いの場ともなるかと思えます。そういう中で、町の農業後継者の育成にもつながるのではないかと、そのように考えておりますので、農業者だけではなく、女性の方でも農業に興味のある方は、みらいラボにおいて集めていただいて、広くサロン形式で結構ですから、そのような中で行っていただければ、後継者の育成にもつながるのではないかと考えておりますので、出会いの場としてもぜひ、農業者の方の晩婚にならないような方向もできると思えます。その辺は切にお願いしたいと思えます。よろしくお願ひします。

それと、農業塾ですが、農業塾を今、開催されていますが、これについては、やはり若い人を少し入れようかという、日曜日とか開催で、そのようなことは考えておられますか。

○議長（新井 庫君）はい、産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（笈沼光行君）今現在、平日の10時からという時間設定で実施しております。

来年度から土曜日に実施しようという形で、農協さんと普及センターさんのほうと協議させていただきまして、来年度からは土曜日に実施して、なるべく世代も若い人に来ていただければというところの設定ではございますけれども、そちらのほうに若い世代が来るかというのは、まだ今、募集期間中ではございますのでわからない状態ではございますけれども、一応来年度からは、土曜日に月に1回実施するような形で決定しております。

○議長（新井 庫君）はい、植竹議員。

○5番（植竹美智雄君）そうですね。そういうことで、できたら日曜日の開催もお願いできればと思います。土曜日にも仕事へ行っている方もおられると思いますので。

それと、米づくりなどもやはり若い人に指導ができるような、今は生産組織連合会もなくなりまして、なかなか稲作をするにも種まきをどうしたらいいかわからないような人もいるかと思えます。そういう面もあわせて、小規模ではありますが、持続していただける、そういう場にですね、やはり自分から聞きに行くというのはなかなかできない

もので、そういう水稻の勉強会。その辺のものを、例えば、前もってやっていただけるとか、そういうことがあれば、後継者がつながるのではないかと考えておりますので、町のほうでその辺も今後検討していただきたいと思います。

そういうことを切にお願いを申し上げまして、私の質問は終わらせていただきたいと思います。

本日はありがとうございました。

○議長（新井 庫君）以上で、一般質問通告者全員の質問が終了いたしました。

これをもちまして、一般質問を終結いたします。

---

#### ◎休会の決定

○議長（新井 庫君）お諮りいたします。

本定例会の一般質問の日程は、本日及び明日3月16日の2日間と決定しておりましたが、質問が全て終わりましたので、明日16日を休会とし、議案調査日としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

よって、16日を休会とすることに決定いたしました。

次回の本会議は、3月17日の最終日となります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（新井 庫君）これにて散会といたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午前11時52分